

保感第922号
令和7年2月28日

障害福祉課長 殿

感染症対策課長
(公印省略)

使用推奨期限切れの個人防護具配布希望数量調査の実施について

平素より、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

厚生労働省医政局 医薬産業振興・医療情報企画課より令和7年2月20日付け事務連絡にて、使用期限切れの個人防護具を有効活用する観点から、各医療機関等への配布の実施について通知があります。

つきましては、配布希望数量調査を実施いたしますので、配布を希望する施設においては、下記の報告フォームより配布希望枚数の報告を行うよう、関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 報告フォーム URL



<https://c3dc0601.form.kintoneapp.com/public/e8f655cac1c4df87d30e00473b1c3e25dc2ded3a38bfada051683694402fe70e>

2 報告期限 令和7年3月14日（金）

3 配布の内容について

(1) 配布においては、ガウン及び非滅菌手袋(※)について希望に基づく配布を実施します。

(※)ガウンについては、「アイソレーションガウン（不織布製）」及び「プラスチックガウン」のどちらも選択が可能、非滅菌手袋については「素材」及び「サイズ」のどちらも選択が可能です。

(2) 配布対象施設は医療措置協定を締結した医療機関のほか、それ以外の医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）、高齢者施設等、障害者施設等及び各保健所を対象としま

す。

- (3) 配布方法については、原則として配布対象施設が沖縄県に希望する数量を申告し、希望数量を沖縄県にて取りまとめた上で国に報告し、国から配布するものとします。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、抽選等で選出することとなります。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご留意ください。

- (4) 各物資のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される物資は、使用推奨期限が配布時点において既に切れているもの（使用推奨期限が迫っており令和7年度中に切れるものを含む。）となり、訓練等で使用するものを想定し、診療では利用できないものとなりますのでご留意ください。

- (5) 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱います。

① 使用用途

- ・配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。
- ・診療以外の訓練等で利用すること。

② 転売禁止のための実効性の担保

- ・転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

4 配布の手続きについて

- (1) 配布対象施設への個人防護具の配布については、配布数等を整理して令和7年6月を目途に順次配布を開始し、令和7年9月頃を目途に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定期の変更が生じる場合があります。
- (2) 本配布に関しては、報告期限後のキャンセル・数量変更はお受けできません。配布対象施設においてはこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきます。

沖縄県保健医療介護部感染症対策課

感染症予防班 仲西

電話：098-866-2013 FAX：098-869-7100

E-mail：nakanimn@pref.okinawa.lg.jp